

特定技能外国人支援事業・職業紹介事業規約

中四国人材支援事業協同組合

第1条 目的

この規約は、出入国管理及び難民認定法（以下、「法」という。）並びに法施行規則（以下「規則」という。）の定めるところにより、法第19条の23の規定に基づき、登録支援機関となって定款第7条第1項第7号及び第8号に掲げる事業（以下「特定技能外国人支援事業」という。）の実施に必要な諸手続、方法その他の事項について定め、もって特定技能外国人支援事業の適正な事業運営及び特定技能外国人の保護を図ることを目的とする。

第2条 委員会の設置

本組合に特定技能外国人支援事業の円滑な運営を図るため事業推進部会(以下、「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

第3条 特定技能外国人の就労支援

登録支援機関である本組合は、法及び規則に定めるところにより、在留資格「特定技能」を取得したことにより、法第19条の18に基づく特定技能所属機関となる組合員（以下「組合員」という。）に就職する外国人との間における雇用関係の成立のあっせん及び組合員に対する外国人の就労支援に関する管理、指導を行う。

第4条 送出機関の選定

本組合は、在留資格「特定技能」を取得する外国人に係る相手国の送出機関については、理事会の決議により選定する。

第5条 特定技能外国人に係る支援の申込み

組合員が、特定技能外国人の支援を希望するときは、本組合所定の特定技能外国人支援申込書に必要な書類を添えて、本組合に申し込まなければならない。

- 2 前項の特定技能外国人支援申込書の様式及び必要な添付書類は、別に定める。
- 3 本組合は、第1項に掲げる業務委託の申込みがなされた時は、第8条に規定する支援責任者及び当該組合員を担当する支援担当者の協議のうえ、第2条に規定する「委員会」に諮問し適否を決定する。
- 4 本組合と組合員は、組合員が雇用する特定技能外国人ごとに、支援委託契約書を作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

第6条 外国人材の移転

組合員が債務超過による経営不振、その他やむを得ない状況により、特定技能外国人の支援、継続が困難になったときは、本組合は速やかに対象となる外国人の意向を確認し、当該外国人が就労の継続を希望している場合は、その旨を本組合の主たる事務所を管轄する労働局、公共職業安定所に申し出るとともに、関係機関等の協力、指導等を受けて、新たな就労先を探さなければならない。

第7条 委託料の負担

特定技能外国人支援事業の実施に必要な経費に充てるため、本組合は委託料を徴収することができる。なお、その額については、総会で定める。

- 2 組合員は、組合が徴収する委託料を特定技能外国人に負担させてはならない。

第8条 責任役員、支援責任者及び支援担当者等の選任

本組合は、特定技能外国人支援事業の適正な実施及び特定技能外国人の保護のため、下記の者を理事会において選任する。

- (1) 責任役員
- (2) 支援責任者
- (3) 支援担当者
- (4) その他相談員、通訳、特定技能外国人支援計画作成指導者等(必要に応じ責任役員の承認をもって任意に設ける。)

- 2 責任役員は、特定技能外国人支援事業に係る理事の中から1名選任する。
- 3 支援責任者は、特定技能外国人支援事業の実施に関する責任者として、本組合の常勤役職員の中から1名選任する。
- 4 支援担当者は、外国人の生活等の相談業務、支援業務に従事した経験や能力を有する者を本組合の常勤役職員の中から選任する。

第9条 特定技能外国人支援計画の作成指導

本組合は、組合員が作成する特定技能外国人支援計画について、適切かつ効果的に実施されるよう指導、支援する。

- 2 組合員は、適合1号特定技能外国人支援計画にしたがい外国人材に対する支援を実施するものとする。

第10条 外国人材の保護

組合員は、雇用した特定技能外国人に対して、労働安全衛生法に規定する安全衛生に必要な措置を講じなければならない。

- 2 組合員は、健康で文化的な生活に必要な附帯設備を備えた宿泊施設を、特定技能外国人に貸与しなければならない。ただし、本組合がこれを提供する場合は、この限りでない。
- 3 組合員は、特定技能外国人に対して、毎月、一定の期日に、労働契約に基づく賃金を支給しなければならない。
- 4 組合員は、規則で定める分野に属する同規則で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務（又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務）に特定技能外国人を従事させるものであること。
- 5 組合員は、特定技能外国人の所定労働時間が、通常の労働者の所定労働時間と同等であること。
- 6 組合員は、特定技能外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上とすること。
- 7 組合員は、受け入れた外国人労働者に対して外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。
- 8 組合員は、特定技能外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な（有給）休暇を取得させること。
- 9 組合員は、特定技能外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずること。

第 11 条 資格外・不法就労の禁止

組合員は、特定技能外国人に適合 1 号特定技能外国人支援計画に定めた以外の就労をさせてはならない。

- 2 組合員は、不法就労者を雇用し、雇用をあっせんし、又は不法就労を容易にするなどの外国人の就労に係る不正な行為を行ってはならない。

第 12 条 就労ができなくなった場合の取扱い

組合員は、支援する外国人が病気、犯罪、失踪等の理由により就労の継続ができなくなった場合は、直ちに本組合に対してその事実を連絡するとともに、本組合の指示を受けて適切な処置を行わなければならない。また、当該組合員は、速やかに本組合に対し所定の報告書を提出しなければならない。

第 13 条 関係行政機関への報告等

本組合は、特定技能外国人とその監督者との定期的な面談等により、労働基準法等の法令違反等の問題の発生を知ったときには、速やかに関係行政機関に報告するものとする。

- 2 本組合は、地方出入国在留管理局による事実の調査や報告・資料提出の要請があった場合は、組合員とともに、これに協力する。

第 14 条 関係法令の遵守

本組合及び組合員は、法及び規則、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等関係法令並びに本規約を遵守するとともに、責任をもって特定技能外国人材の受入れにおける適正な実施に努めなければならない。

第 15 条 求人

本組合は、『取扱職種の範囲等』に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は労働条件等の明示がされない場合は、その申込みを受理しない。

- 2 求人の申込みは、組合員（特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする者であって、当組合に加入する者をいう。以下同じ。）又はその代理人が直接、所定の求人票により申し込むものとする。なお、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えないものとする。
- 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示する。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示する。

第 16 条 求職

本組合は、『取扱職種の範囲等』に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しない。

- 2 求職申込みは、特定技能外国人等（特定技能外国人又は特定技能外国人になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）が直接、所定の求職票により申し込むものとする。なお、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えないものとする。

第 17 条 特定技能に関する職業紹介

本組合は、特定技能外国人等には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努めるものとする。

- 2 本組合は、組合員に対し、その希望に適合する団体監理型技能実習生等を紹介できるよう努めるものとする。
- 3 職業紹介に際しては、特定技能外国人等に、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望する場合には電子メールの使用により明示する。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示する。
- 4 特定技能外国人等を組合員に紹介する場合には履歴書等を発行し、それをもって特定技能外国人等との面接を仲介する。
- 5 本組合は、求人及び求職の申込みに対し、責任をもって職業紹介に努める。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は組合員に職業紹介を行わない。
- 7 本組合は、就職が決定し、所轄の出入国在留管理局へ所定の在留申請取次を行った後、職業紹介にかかる実費を、別に定める費用一覧に基づき組合員に求償する。ただし、その額は、組合員と特定技能外国人等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出国機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えないものとする。
- 8 本組合は、国及び地方公共団体の機関であって特定技能に関する事務を所掌するもの、出入国在留管理局その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る組合員又は特定技能外国人等からの苦情があった場合には、迅速かつ適切な対応に努める。
- 9 本組合は、特定技能外国人等又は組合員から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正な取り扱いに努める。
- 10 本組合は、特定技能外国人等又は組合員に対し、その申込みの受理、面接、指導、職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切しない。
- 11 本組合の『取扱職種範囲等』は、所轄労働局への届出に基づき、以下のとおり。
 - (1) ビルクリーニング分野
 - (2) 工業製品製造業分野
 - (3) 建設分野
 - (4) 造船・船用工業分野
 - (5) 自動車整備分野
 - (6) 宿泊分野
 - (7) 農業分野
 - (8) 漁業分野
 - (9) 飲食料品製造業分野
 - (10) 外食業分野

2024(令和 6)年 10 月 1 日 改正

中四国人材支援事業協同組合

代表理事 赤木 孝彰